



厚生労働省発薬生 0722 第 55 号  
令和元年 7 月 22 日

薬事・食品衛生審議会

会長 橋田 充 殿

厚生労働大臣 根本



諮問書

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和 35 年法律第 145 号）第 36 条の 7 第 3 項の規定に基づき、第一類医薬品又は第二類医薬品として、下記の医薬品を指定することの可否について、貴会の意見を求めます。

記

次の物質、その水和物及びそれらの塩類を有効成分として含有する製剤

・フッ化ナトリウム